

7. 馬事公苑の計画の目的及び内容

7.1 目的

本事業は、昭和15年の開苑以来、馬術競技会場及び公園的施設として利用されている馬事公苑について、所有者である日本中央競馬会が、老朽化した施設の更新を検討していたところ、平成27年2月のIOC理事会において東京2020大会の馬術競技会場（クロスカントリーを除く）として馬事公苑の利用が決定したことを受け整備を行うものである。なお、馬事公苑の現有施設の多くは、1964年東京オリンピックの馬場馬術競技会場として利用した際に設置されたものであり、現在の馬術競技会場の国際基準に合致していないことから、施設の全面的な改修整備を行う。

また、東京2020大会後は、日本の馬事振興、馬術普及の拠点として活用するとともに、都民の憩いの場となる馬と触れ合う公園的施設として、引き続き日本中央競馬会が運営していくことが想定されている。

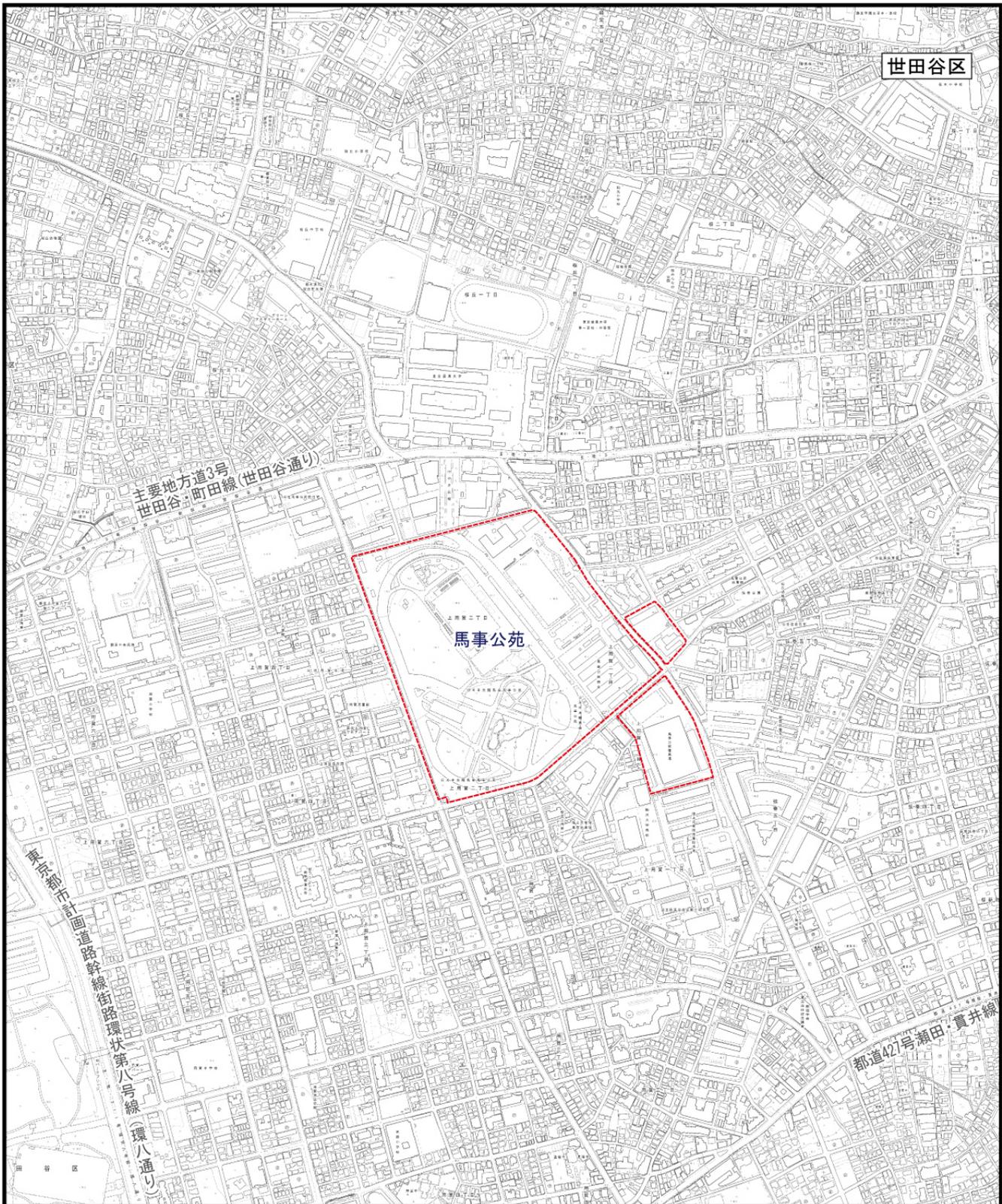
なお、施設の全面的な改修整備は、現況施設の解体工事後、東京2020大会前に実施する第1期工事、東京2020大会後に実施する第2期工事により実施する計画としている。現時点では、第1期工事及び第2期工事で整備する建築物の具体的な計画が未定であるため、本評価書案では解体工事及び第1期工事の実施に伴う環境影響及び緑化計画に係る環境影響を対象としている。

7.2 内容

7.2.1 位置

評価書案の対象となる本事業を実施する範囲（以下「計画地」という。）の位置は、図7.2-1及び写真7.2-1に示すとおり東京都世田谷区上用賀一丁目1他、東京都世田谷区上用賀二丁目1-1他にあり、敷地面積は約191,000m²である。

7. 馬事公苑の計画の目的及び内容



凡例

 計画地



Scale 1:10,000

0 100 200 400m

図 7.2-1 計画地位置図



凡 例

- 計画地
- 地下鉄



Scale 1:10,000



写真 7.2-1 計画地周辺の航空写真

7.2.2 地域の概況

計画地は、馬事公苑内に位置しており、苑内には馬術訓練や馬術競技会として利用されるメインアリーナや走路等の施設、事務所や厩舎等が存在する。

計画地周辺は、主に第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に指定され、集合住宅、専用住宅、公園・運動場等、教育文化施設、官公庁施設、スポーツ・興行施設、厚生医療施設等が立地している。

平成28年7月1日現在の世田谷区の人口は約89万人であり、世帯数は約47万世帯である。¹

昼間人口は約81万人であり、昼間人口が夜間人口を下回っているが、世田谷区上用賀一丁目及び二丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて高い地域となっている。²

また、産業別事業所数及び従業者数で見ると、世田谷区では卸売業、小売業の事業所が約7千事業所、従業者数が約6万人と最も多く、世田谷区上用賀一丁目及び二丁目においては卸売業、小売業の事業所が15事業所、従業者数が約150人となっている。³

7.2.3 事業の基本構想

本事業により、老朽化した施設を更新するとともに、国際基準に適合した馬術競技会場を整備することにより、引き続き、現在の馬事公苑の役割である馬事振興と馬術普及の拠点として以下のとおり活用を図る計画としている。

- ・日本の馬術競技会場の拠点として、ワールドクラスの競技大会を含めた国内外の競技会場として利用することにより馬術普及を推進する。
- ・日本の馬事振興の拠点として、馬事振興に必要な優れた指導者及び技術者の養成並びに馬事振興に用いる各種用途の馬や教育・訓練に用いる乗馬の調教等の人馬の養成に活用する。
- ・都民のための公園的施設として、馬との触れ合い、緑豊かな憩いの場を創出する。
- ・発災時における周辺住民の広域避難場所として、安全に配慮した整備を行う。

¹出典：「せたがや統計情報館」（平成28年7月29日参照 世田谷区ホームページ）
<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/107/157/692/694/index.html>

²出典：「平成22年 東京都の昼間人口」（平成28年7月29日参照 東京都ホームページ）
<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm>

³出典：「平成26年経済センサス-基礎調査」（平成28年7月29日参照 総務省ホームページ）
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001072573>

7.2.4 事業の基本計画

(1) 配置計画

馬事公苑の配置図及びイメージ図は、図 7.2-2～図 7.2-3 に示すとおりである。

表7.2-1 馬事公苑の概要（予定）

項目	概 要
敷地面積	約 191,000m ²
建築面積	約 32,200m ²
延床面積	約 48,700m ²
最高高さ	約 20m
階数	地上 1 階～ 3 階
構造	S造（一部RC造）
駐車台数	未定

注)日本中央競馬会へのヒヤリングに基づき作成。

7. 馬事公苑の計画の目的及び内容



図 7.2-2(1) 配置図 (現況)

7. 馬事公苑の計画の目的及び内容

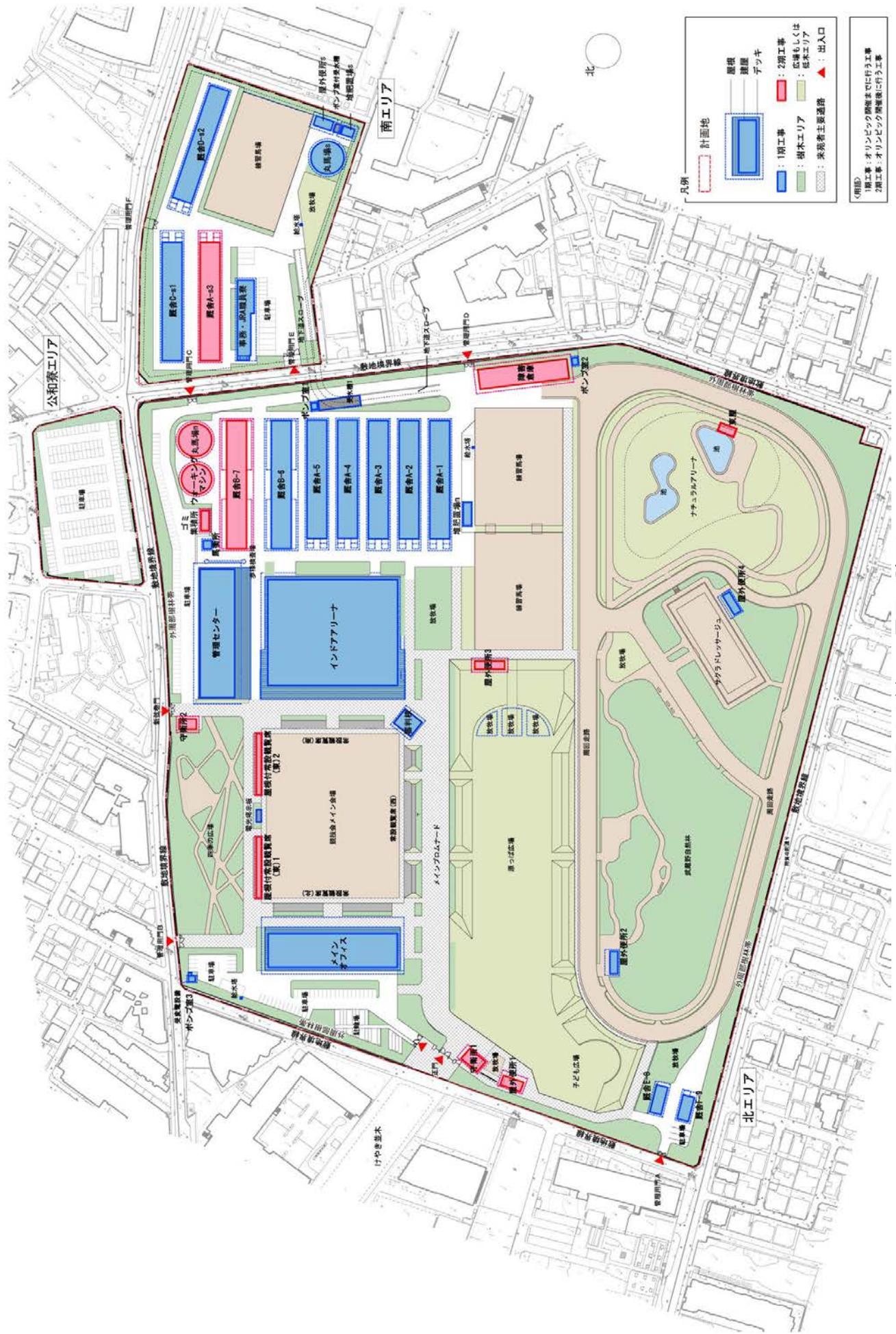


図 7.2-2(2) 配置図 (計画)



図7.2-3 イメージ図

(2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

施設の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。
また、東京 2020 大会における関連車両交通量についても、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画

自動車駐車場は、図 7.2-2 に示すとおり、計画地のそれぞれの敷地（北エリア、南エリア、公和寮エリア）に平面駐車場を設ける計画としているが、現時点では詳細な配置計画及び駐車場台数は未定である。

(4) 駐輪場計画

駐輪場は、計画地の北エリアに設ける計画としているが、現時点では詳細な配置計画及び駐輪場台数は未定である。

(5) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地及び施設周辺における歩行者の出入動線は、図 7.2-4 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、千歳船橋駅及び経堂駅（小田急小田原線）、桜新町駅及び用賀駅（東急田園都市線）、上町駅（東急世田谷線）がある。

また、計画地周辺の主なバス停としては、競走馬総合研究所、覆馬場、馬事公苑前駐在所、上用賀四丁目、用賀公団前及び農大前がある。

(6) 設備計画

上水給水設備は、北エリア南側水道本管より引き込み、排水は、公共下水道へ放流する計画としている。また、現状と同様に馬場散水には井水を上水と併用して利用する計画とし、施設の改修整備に伴い既設井戸の移設を予定しているが、施設全体としての揚水量は現状と同等程度とする計画としている。

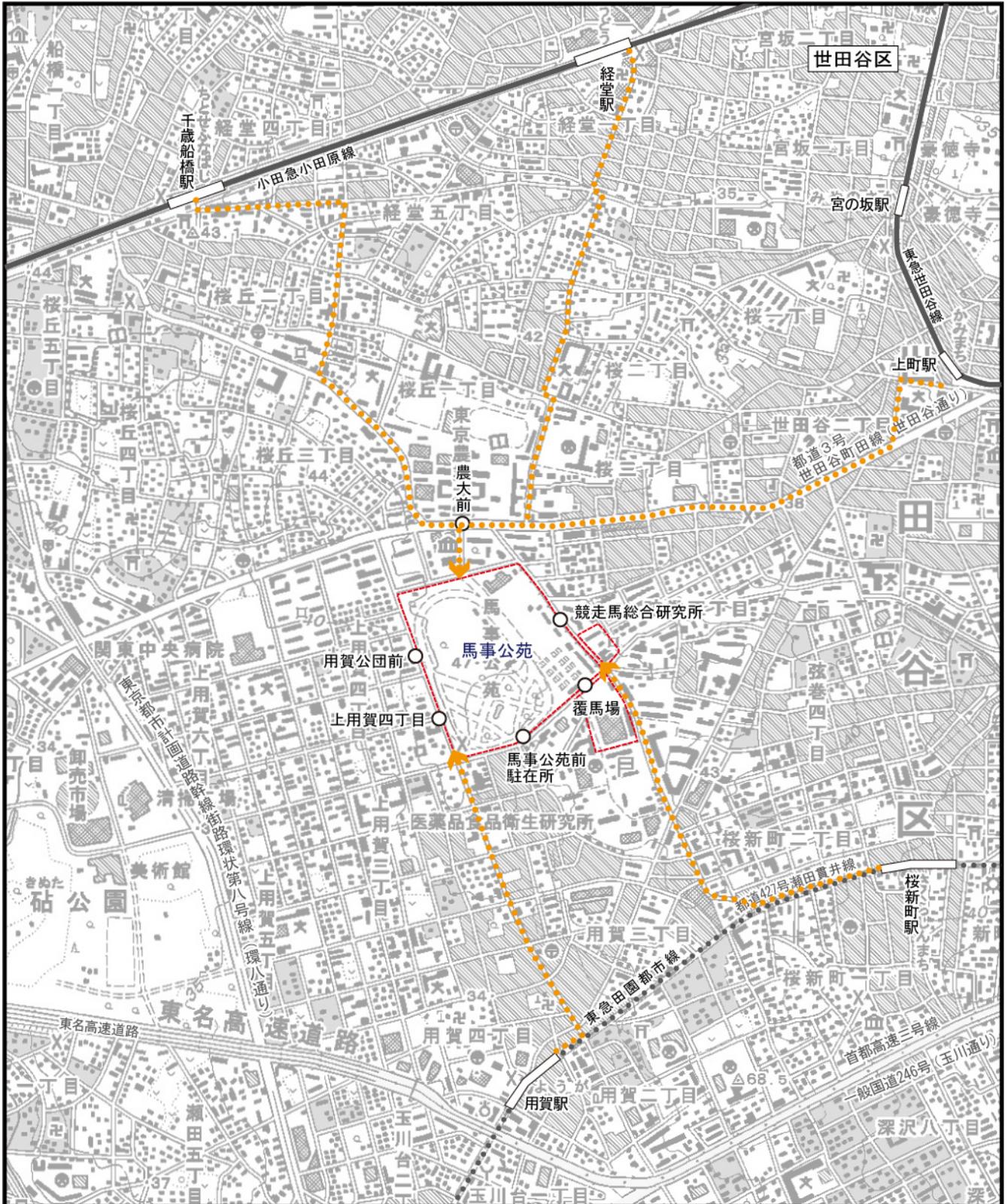
電力は、高圧変電設備から供給する計画としている。また、電気使用量削減のため、高効率機器の採用、全熱交換器の採用、個別に運転・温度管理が可能な個別分散方式の採用を行う計画としている。

(7) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うとしている。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例（平成 4 年東京都条例第 140 号）、世田谷区清掃・リサイクル条例（平成 11 年世田谷区条例第 52 号）等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図るとしている。

7. 馬事公苑の計画の目的及び内容



凡例

- 計画地
- 私鉄
- 私鉄（地下鉄）
- 歩行者動線
- バス停



Scale 1:15,000



図 7.2-4 歩行者動線計画図

(8) 緑化計画

緑化計画は、図 7.2-5 に示すとおりであり、世田谷区みどりの基本条例(平成 17 年世田谷区条例第 13 号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約 49,700m²、南エリアで約 5,330m²、公和寮エリアで約 860m²とする計画としている。

計画地内には、クヌギやコナラの落葉広葉樹を主体とした武蔵野自然林や常緑針葉樹、常緑広葉樹の広がる外周部樹林帯を始めとした規模の大きな樹林帯が整備されているほか、放牧場、ドレッサージュアリーナ、日本庭園等には大径木が植栽されている。また、お花畑、ウメ広場、サクラ広場、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等の四季を楽しめる広場等が苑内に点在して整備されている。

緑化計画は、樹木医等の専門家の意見を参考にしながら、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うことで、これまで同様、緑に親しめる公苑整備計画としている。武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、倒木の危険があるものや適切な育成環境を保全するために生育状況に問題のある樹木の間引きを行う計画としている。外周部樹林帯は、高木の間引き等に伴い外周部の緑が途切れてしまう箇所には高木を適宜補植し、外周部からアイレベルで視線を遮り、周辺に配慮した樹林地を形成する。また、苑内側から見た林縁部の足元に四季の演出のための低木を連続して植栽し、四季を感じられる樹林地を形成する計画としている。

苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としていたと同時に、一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。正門付近では、馬事公苑の歴史と風格を感じられるよう既存の大径木を出来る限り保存し、メインプロムナードではサクラ並木のプロムナードとするほか、放牧場の大径木を保存する計画としている。また、サクラドレッサージュでは木陰をつくるケヤキの保全及び苑内のサクラを移植し、馬とサクラによる風景を形成するほか、池や地形の起伏を活かした広々としたナチュラルアリーナでは、特徴的なヒマラヤスギ群を保全することで馬事公苑の歴史を紡ぐ計画としている。

また、苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、フジ等については、人の回遊性が無く分節されていたため、四季の広場として集約し、一年を通じて見どころのある広場とする計画としている。そのほか、正門から近く利便性の高い位置に原っぱ広場・子ども広場として拵がりのある大きな草地の広場を設けることで、馬と人にとってフレキシブルな空間とするほか、広域避難場所の機能としても活用できるように、緑空間を整備する計画としている。

なお、緑化面積は、世田谷区の基準に基づき算定することとしているが、今後の関係機関との協議により変更がありうる。また、樹種等の植栽内容や植栽配置、池の形状等の詳細な外構計画については、今後、具体的な検討を行う計画としている。

7. 馬事公苑の計画の目的及び内容



図 7.2-5 緑化計画図

7.2.5 施工計画

以下の施工計画（工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械）については、基本設計時点での予定であり、今後、実施設計を踏まえて変更がありうる。

(1) 工事工程

本事業に係る東京 2020 大会前の準備工事、解体工事及び第 1 期工事は、平成 29 年 1 月から平成 31 年秋までの 34 か月を見込む計画としている。なお、東京 2020 大会後に実施する第 2 期工事の実施時期については、現時点では未定である。

工事工程は、表 7.2-5 に示すとおりである。

表 7.2-5 工事工程（予定）

工種/工事月		6	12	18	24	30	36
準備工事		■					
解体工事		■	■				
建築工事	杭工事		■				
	山留工事		■				
	掘削工事		■	■			
	基礎躯体工事		■	■	■		
	地上躯体工事			■	■	■	
	仕上・設備工事				■	■	■
土木工事	造成工事	■	■				
	地下道工事	■	■				
	舗装工事			■	■	■	■

注) 日本中央競馬会へのヒヤリングに基づき作成。

(2) 施工方法の概要（予定）

1) 準備工事

外周部の仮囲いには既存柵を利用し、一部ゲート周辺に鋼製仮囲い（高さ約3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行う。また、解体する既存施設の周囲等には、粉じんや騒音対策として足場仮設にシート養生を行う。

2) 解体工事

解体工事には、油圧圧砕機等を用いる。アスベスト等の特別管理産業廃棄物等については、関連法令に基づき、適正に処理する。

3) 杭工事

基礎工事として、既製杭を打設する。

4) 山留工事

掘削工事にあたり、工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性・剛性の高い工法による山留を行う。

5) 掘削工事

基礎躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

6) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設する。

7) 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、支柱建方、屋根鉄骨地組、屋根仕上、地上階床躯体工事等を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラクレーン等を用いて行う。

8) 仕上・設備工事（内装・設備工事、外装工事）

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行う。

9) 造成工事

公苑内各所にて造成工事、水槽設置工事を行う。造成工事は、バックホウ、ブルドーザ、モーターグレーダー、ローラー等を用いて行う。

10) 地下道工事

道路に山留・仮設覆工を施工し、既存地下道の解体及び新設地下道工事を実施する。解体工事は、油圧圧砕機等、新設工事はバックホウ、ラフタークレーン等を用いて行う。

11) 舗装工事

公苑内各所にて馬場仕上工事、舗装仕上工事を行う。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 7.2-6 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に主要地方道 3 号世田谷町田線（世田谷通り）、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線（環八通り）、一般国道 246 号（玉川通り）の幹線道路から計画地へ出入場する計画としている。

工事用車両台数は、ピーク日において大型車 340 台/日、小型車 70 台/日、合計 410 台/日を予定している。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 7.2-6 に示すとおりである。

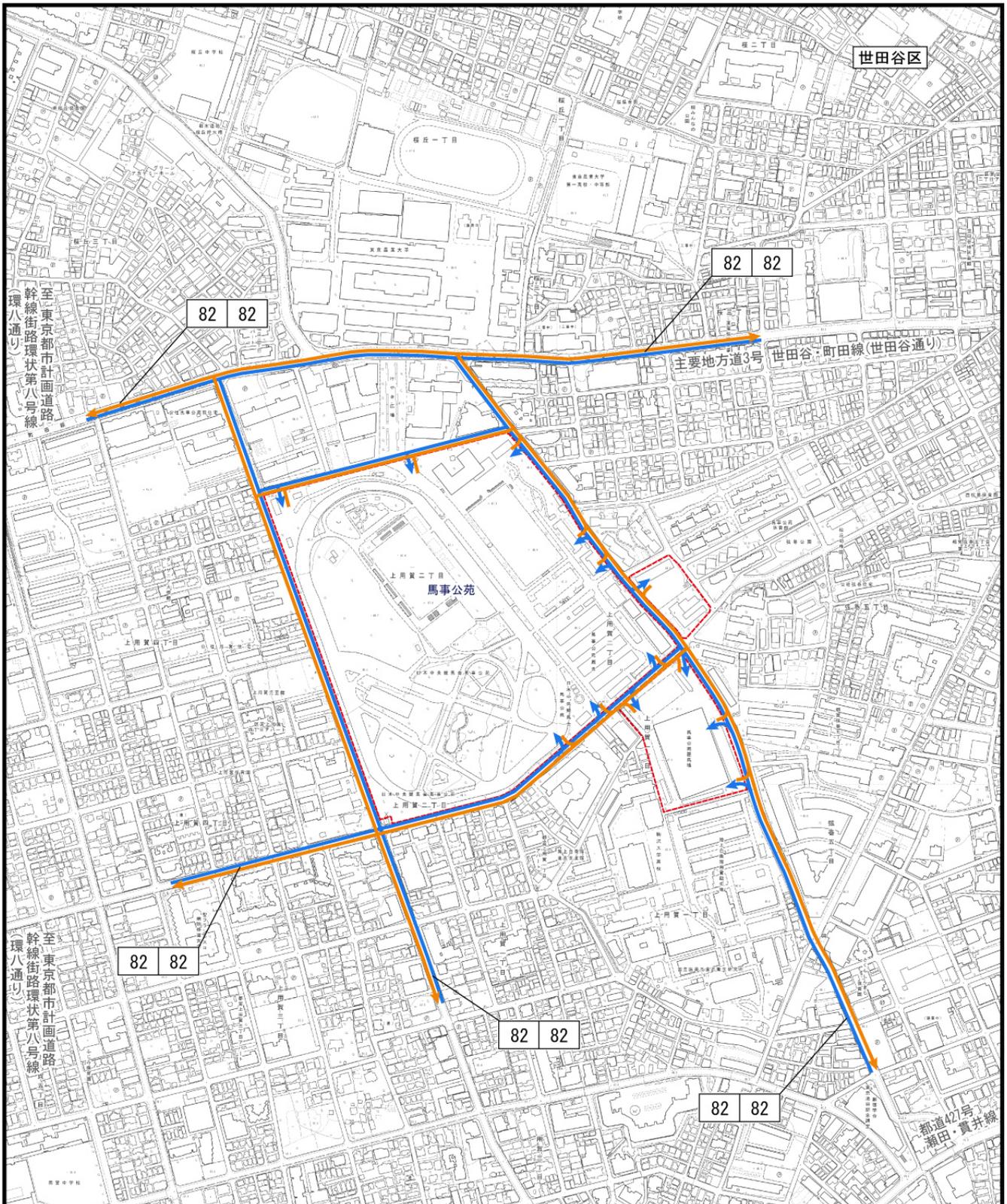
工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める計画としている。

表7.2-6 主な建設機械（予定）

工 種	主な建設機械
解体工事	油圧圧砕機、タイヤシャベル、バックホウ
杭工事	三点式杭打機、ラフタークレーン、クローラークレーン、バックホウ
山留工事	ラフタークレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ
基礎躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
地上躯体工事	ラフタークレーン、クローラークレーン、コンクリートポンプ車
仕上・設備工事	ラフタークレーン
造成工事	バックホウ、ラフタークレーン、ブルドーザ、モーターグレーダー、振動ローラー
地下道工事	油圧圧砕機、ラフタークレーン、バックホウ、コンクリートポンプ車
舗装工事	バックホウ、ラフタークレーン、ブルドーザ、モーターグレーダー、アスファルトフィニッシャー

注1) 建設機械の種類等は今後変更の可能性がある。
 2) 日本中央競馬会へのヒヤリングに基づき作成。

7. 馬事公園の計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- 工事用車両集中ルート
- ← 工事用車両発生ルート

工事用車両(集中) 交通量(台/日)	工事用車両(発生) 交通量(台/日)
-----------------------	-----------------------



Scale 1:7,500

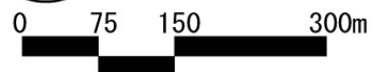


図 7.2-6 工事用車両の走行ルート

7.2.6 供用の計画

本事業の計画建築物の竣工は、平成31年度を予定している。

7.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「世田谷区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表7.2-7(1)～(6)に示すとおりである。

表7.2-7(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R・適正処理の促進と「持続可能な資源利用」の推進 ◆ 「持続可能な資源利用」の推進 ◆ 静脈ビジネスの発展及び廃棄物の適正処理の促進 ◆ 災害廃棄物対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・ 掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・ 山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・ 再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。 ・ 「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定)等に基づき、環境物品等の調達を行う。

表7.2-7(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成28年3月) (つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 ◆生物多様性の保全・緑の創出 ◆生物多様性の保全を支える環境整備と裾野の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 ◆大気環境等の更なる向上 ◆化学物質による環境リスクの低減 ◆水環境・熱環境の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700㎡、南エリアで約5,330㎡、公和寮エリアで約860㎡とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。 <ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)を使用する計画としている。 ・北エリアの管理センターの建設の際には、高さ1.5mの既存ブロック塀の上に高さ1.8mの防音シートを設置する計画としている。 ・北エリア及び南エリアの地下道スロープ施工の際には、高さ2.0mの防音シート付仮囲いを設置する計画である。
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の走行ルートは複数のルートに分散させる計画としている。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。 ・計画地周辺の歩道等を占用する工事を行う場合には、代替路の設置、交通整理員の配置等を行う計画としている。 ・工事用車両の走行に当たっては、安全走行を徹底する計画としている。
緑の東京計画 (平成12年12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・既成市街地の再開発などにより生み出される公開空地の効果的な確保により、緑地の創生を図る ・建物の建て替え時などに、屋上等の緑化などを進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700㎡、南エリアで約5,330㎡、公和寮エリアで約860㎡とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやガラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拡がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。

表7.2-7(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
緑の東京計画 (平成12年12月) (つづき)		<ul style="list-style-type: none"> ・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備などにあわせ、厚みと広がりをもった緑の満ちる空間が連続する「環境軸」の形成・展開 ・屋上・壁面、鉄道敷地・駐車場、その他あらゆる都市空間の緑化で合計400haの緑を創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m²、南エリアで約5,330m²、公和寮エリアで約860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として広がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる都市施設と周知のまちづくりにより形成されるみどり豊かで広がり厚みを持った良好な空間の創出 ・みどりの拠点と軸に顔を向けたみどりの空間創出誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m²、南エリアで約5,330m²、公和寮エリアで約860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として広がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。

表7.2-7(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都資源循環・廃棄物処理計画 (平成28年3月)	<ul style="list-style-type: none"> ・資源ロスの削減 ・エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進 ・廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化) ・廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上 ・健全で信頼される静脈ビジネスの発展 ・災害廃棄物対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定)等に基づき、環境物品等の調達を行う。
東京都建設リサイクル推進計画 (平成28年4月)	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊等を活用する ・建設発生木材を活用する ・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する ・建設グリーン調達を推進する ・建築物等を長期使用する ・戦略を支える基盤を構築する ・島の建設リサイクルを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定)等に基づき、環境物品等の調達を行う。

表7.2-7(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
<p>世田谷区環境基本計画 (平成27年3月)</p>	<p>世田谷区環境基本条例(以下、「条例」)第7条の規定に基づき、区の環境の現状と課題を踏まえ、環境の保全、回復及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、環境の保全等に関する目標と方針、重点的に取り組むべき事項を定めている。これまで、平成8年、平成12年(調整計画)、平成17年、平成22年(調整計画)に環境基本計画を策定し、今回、平成27年度から平成36年度までの10か年の計画を策定した。本計画は、平成25年9月に策定された世田谷区基本構想及び平成26年3月に策定された世田谷区基本計画との整合を図っている。</p> <p>世田谷区のみならず環境像としては、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」とし、それを実現するために下記の5つの目標と13の方針に基づく施策が記載されている。</p> <p>基本目標1 みどりとみずの豊かな潤いのあるまちをつくります</p> <p>基本目標2 自然の恵みを活かしたエネルギーの利用拡大と創出をめざします</p> <p>基本目標3 環境負荷を抑えたライフスタイルを確立します</p> <p>基本目標4 地球温暖化に対応し安心して暮らせる地域社会を推進します</p> <p>基本目標5 快適で暮らしやすい生活環境を確保します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m²、南エリアで約5,330m²、公和寮エリアで約860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拵がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。 ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。 ・「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定)等に基づき、環境物品等の調達を行う。 ・排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)を使用する計画としている。

表7.2-7(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
<p>みどりとみずの基本計画 ～世田谷みどり33 に向けて～ (平成20年3月)</p>	<p>区制100周年を迎える2032年(平成44年)に「みどり率」を33パーセントとすることをめざす「世田谷みどり33」を進めるため、平成20年度から平成29年度の計画となる「世田谷区みどりとみずの基本計画」を策定した。</p> <p>この計画は、目標を実現するために下記の4つの基本方針を定め、それぞれの施策が記載されている。</p> <p>基本方針1 世田谷らしいみどりとみずの保全</p> <p>基本方針2 地域の水循環の回復と水環境の再生</p> <p>基本方針3 地域にあったみどりとみずの創出</p> <p>基本方針4 みどりとみずのある暮らしの応援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野自然林や外周部樹林帯は、保全エリアとして樹木保全を基本とし、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としている。 ・苑内の一部の樹木は移植を行いつつ、適宜、新植樹木を配植して緑量を確保する計画としている。 ・世田谷区みどりの基本条例(平成17年世田谷区条例第13号)における基準緑化をそれぞれの敷地(北エリア、南エリア、公和寮エリア)で満たし、北エリアで約49,700m²、南エリアで約5,330m²、公和寮エリアで約860m²とする計画としている。 ・苑内で親しまれてきたお花畑やウメ、サクラ、メインアリーナやグラスアリーナ周辺のフジ等を集約し、一年を通じて見どころのある広場とする四季の広場のほか、原っぱ広場・子ども広場として拵がりのある大きな草地の広場を設ける計画としている。 ・注目される植物のうち、改変区域内に生育する自生種のギンラン、キンラン、クゲヌマランについては、可能な限り保全ゾーンの武蔵野自然林、外周部樹林帯に移植する計画としている。
<p>世田谷区一般廃棄物処理基本計画 (平成27年3月)</p>	<p>中期的・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物(資源・ごみ、生活排水)に関する施策の方向性を総合的に明らかにする計画であり、これまでの3Rの推進から、発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の2Rに重点を置いて全面的に見直した。本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理計画に該当し、中・長期的視点から世田谷区の一般廃棄物(資源・ごみ、生活排水)に関する施策の方向性を明らかにするものである。</p> <p>計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間とする。但し、計画の前提条件に大きな変更があった場合などは、概ね5年で見直す。</p> <p>基本理念は、「環境に配慮した持続可能な社会の実現」とし、基本方針は以下の3つが挙げられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 区民・事業者主体による取組みを推進する 2. 拡大生産者責任の考え方に基づく発生・排出抑制を推進する 3. 環境への負荷低減などの効果と費用を勘案した効率的な事業を展開する 	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルとしての利用を検討する。 ・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、一部を計画地内の埋戻し土等に利用するほか、場外に搬出する場合には、受入基準を満足していることを確認のうえ、関係法令に係る許可を受けた施設において、適正な処理を行う。 ・山留工事、杭工事における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、場外へ搬出する場合には、再資源化施設に搬出する。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行う。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る。 ・再利用できないものは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認する。アスベストについても、同法律に基づく対応を行ない、他の廃棄物と区分した保管・収集・運搬、中間処理及び処分等、適切な対策を行う。 ・「環境物品等の調達に関する基本方針」(平成28年2月2日変更閣議決定)等に基づき、環境物品等の調達を行う。

7.3 馬事公苑の計画の策定に至った経過

オリンピック及びパラリンピックの馬術競技会場（クロスカントリーを除く）は、立候補ファイル時点では、江東区の夢の島競技場に仮設で整備する計画としていた。

その後、既存施設活用の観点から馬事公苑への会場変更の検討がなされた。施設所有者である日本中央競馬会や国際競技連盟との協議を踏まえ、最終的に平成27年2月のIOC理事会及び平成27年11月のIPC理事会において、夢の島競技場から馬事公苑への会場変更が承認された。

